

制定 令和 5 年 7 月 26 日付け 5 畜産第 1069 号

家畜の輸送に関する技術的な指針

農林水産省
畜産局

目 次

第1	家畜の輸送に関する基本事項	1
1	家畜の輸送に携わる者の責務	1
(1)	家畜の所有者及び管理者	1
(2)	家畜商等	1
(3)	家畜取扱責任者	1
(4)	輸送業者、輸送車両の所有者及び運転手等	1
(5)	家畜の積込み又は積下ろし若しくは休息のための施設の管理者	2
(6)	獣医師を含む家畜の輸送に携わる全ての者	2
(7)	都道府県等の関係機関	2
2	家畜への配慮	3
3	輸送にかかる時間	4
第2	輸送の準備	5
1	輸送行程計画の作成	5
2	輸送する家畜の状態確認及び事前準備等	5
第3	輸送する家畜の管理方法	7
1	観察・記録	7
2	家畜の取扱い	7
3	給餌・給水・休息	9
4	疾病・事故等の措置	10
5	清掃・消毒	11
6	防疫措置	11
第4	輸送中の環境	13
1	気象環境	13
2	換気	13
3	収容スペース	14
4	照明	14
5	騒音・臭い	15
第5	輸送のための施設等の構造	16
1	積込み・積下ろしのための施設等	16
(1)	待機場所・積下ろし場所	16
(2)	通路・傾斜路	16
2	車両・コンテナ・船舶等	17
第6	アニマルウェルフェアの状態確認等	19

1	アニマルウェルフェアの状態確認	19
2	緊急時の対応	19
第7	家畜の輸送に関するアニマルウェルフェアの測定指標	20
1	家畜の所有者及び管理者、家畜取扱責任者、輸送会社等及び施設の管理者 ..	20
2	家畜の輸送適合性	20
	(1) 輸送を避けることが望ましい家畜	20
	(2) 輸送中に特別な配慮を行うことが望ましい家畜	21
3	家畜の輸送前、輸送中、輸送後の確認及び記録を行う事項	21
	(1) 輸送前	21
	(2) 輸送中	22
	(3) 輸送後	22
4	家畜を連続して輸送した場合、休憩を要する長時間輸送に相当するかを判断 するための指標	23
5	到着地において輸送した家畜の隔離が必要か判断するための指標	23
6	家畜の種類ごとの特徴	23
	(1) 牛	23
	(2) 馬（ロバ、ラバ及びその交雑を含む。）	24
	(3) 豚	24
	(4) めん羊	24
	(5) 山羊	24
付録 I		25
付録 II		26
付録 III		27
付録 IV		28
付録 V		28
付録 VI		29
付録 VII		29
付録 VIII		30

第1 家畜の輸送に関する基本事項

1 家畜の輸送に携わる者の責務

家畜（特に言及のない場合、家きんを含む）の健康と安全を保持しつつ、アニマルウェルフェアに配慮した輸送を行うため、家畜の所有者及び管理者だけでなく、輸送業者、車両の運転手や船舶の責任者等を含めた家畜の輸送に携わる全ての者が連携し、責任を持って家畜を輸送する必要がある。

家畜の輸送に携わる各者の責任は以下のとおり。

（1）家畜の所有者及び管理者

- ・輸送行程に関する家畜の一般的な健康、アニマルウェルフェア全般及び適合性に関すること。
- ・法令上必要とされる全ての獣医学上の又はそれ以外の証明書により法令遵守を確保すること。
- ・輸送行程の間、輸送する畜種について迅速な行動を取る権限を持つ家畜取扱責任者を置くこと。ただし、車両により輸送する場合、個々の車両の運転手を当該車両で輸送する家畜の輸送行程中の家畜取扱責任者として差し支えない。
- ・家畜の積込み及び積下ろし作業に、十分な人数の家畜取扱者を参加させること。
- ・家畜の種類及び輸送行程に適した器具や獣医学上の支援を確保すること。

（2）家畜商等

- ・輸送に適した家畜を選定すること。
- ・第5の1に記載する家畜の待機、輸送車両等への積込み又は積下ろしのための施設等、極端な天候から家畜を保護するための施設等及び家畜を隔離し健康状態を確認するための施設等を確保すること。

（3）家畜取扱責任者（家畜の積込みから運搬、積下ろしまでに至る輸送中の家畜の取扱いに関する責任者をいう。専任の家畜取扱責任者がいない場合、輸送車両の運転手が家畜取扱責任者となる。）

- ・積込み及び積下ろしの際、家畜を人道的に取扱い及び世話すること。
- ・輸送行程中の記録を行うこと。
- ・家畜取扱責任者はその責任を果たすため、速やかな行動を取り得る職務権限を有すること。

（4）輸送業者、輸送車両の所有者及び運転手等（以下、輸送業者等という。）

- ・第2の1に記載する輸送行程計画を作成すること。
- ・輸送する家畜の種類及び輸送行程に適した輸送手段を選択すること。
- ・家畜の積込み及び積下ろしのための適切に訓練されたスタッフを確保すること。

- ・専任の家畜取扱責任者を車両に配置できない場合、輸送する畜種のアニマルウェルフェアに関する適切な能力を持った運転手を確保すること。
- ・悪天候を含む緊急事態に対応する不測の事態への対応計画を策定及び更新すること。
- ・輸送に伴う家畜のストレスの最小化及びアニマルウェルフェアを確保すること。
- ・輸送に適した家畜のみを車両等に適切に積み込み、輸送行程中観察し、発生した問題に適切に対処すること。
- ・家畜の輸送への適合性に疑問がある場合、第2の2に記載する輸送する家畜の輸送前確認に従い、獣医師による検査を受けさせること。

(5) 家畜の積み込み又は積下ろし若しくは休息のための施設の管理者（以下、施設管理者という。）

- ・第5の1に記載する家畜の待機、輸送車両等への積み込み又は積下ろしのための施設等、極端な天候から家畜を保護するための施設等及び家畜を隔離し健康状態を確認するための適切な施設等を提供すること。
- ・ストレス及び傷害を最小限とする方法で家畜の積み込み等を行うための十分な人数の家畜取扱者を提供すること（専任の家畜取扱者がいない場合、車両等の運転手が家畜取扱者となる）。
- ・疾病の伝播の機会を最小化すること。
- ・求めに応じ、水及び飼料を提供するとともに、必要に応じそのための適切な施設等を提供すること。
- ・緊急事態のための適切な施設等を提供すること。
- ・積下ろし後の輸送手段の洗浄と消毒のための施設を提供すること。
- ・必要に応じ、安楽死のための施設等と適切な能力を有するスタッフを提供すること。
- ・駐停車中の適切な休憩時間を確保するとともに遅延を最小化すること。

(6) 獣医師を含む家畜の輸送に携わる全ての者

- ・家畜の輸送及び輸送に付随する取扱方法について、適切な訓練を受け、その責務を果たすための能力を有すること。

(7) 都道府県等の関係機関

- ・家畜の輸送中に起きた深刻なアニマルウェルフェア上の問題について、農林水産省等の関係機関へ報告すること。

【実施が推奨される事項】

家畜のアニマルウェルフェアに配慮した輸送とそのための適切な対策が講じられるよう、家畜の輸送に携わる全ての者が家畜を丁寧に取り扱い快適な環境を確保することの重要性や必要性について知識を習得し、責任を果たすために必要

な能力を有する。

家畜の輸送中（家畜の積込みから、運搬、積下ろしまで）は家畜取扱責任者を置くこととし、管理者又は車両の運転手若しくは列車、船舶、航空機の運航責任者等がこれを務める。

家畜取扱責任者は、日頃から必要に応じて、獣医師等のアドバイスも受けながら、家畜の基本的な行動様式や移動する際の家畜の習性、家畜にとっての適切な環境、健康状態の判断方法、疾病の発生予防等に関する知識を習得し、本指針に記載されている事項について、その迅速な実践に必要な知識と能力及び職務権限を有し、適切な家畜の輸送と管理に責任を持つ。

家畜取扱責任者は、家畜の状態を確認するための観察、輸送状況の確認及び記録、緊急時の対応等を行う。

家畜を受け入れる都道府県等の関係機関は、家畜の輸送中に深刻なアニマルウェルフェア上の問題が起きた場合は、農林水産省等の関係機関に情報提供を行う。

【将来的な実施が推奨される事項】

なし。

2 家畜への配慮

輸送が家畜にとって過度な負担にならないように配慮するとともに、家畜の基本的な行動様式や移動する際の家畜の習性等を考慮し、不要なストレスを与えないようにすることが重要である。

【実施が推奨される事項】

輸送前の休息の必要性について、獣医師、家畜取扱責任者等が判断する。

家畜の過去の輸送歴、車両への積込み等のための訓練の状況、体調を考慮し、輸送が家畜にとって過度な負担にならないよう、また、不要なストレスを与えないようにする。

運転手は、家畜に影響を及ぼさないよう、急ハンドルや急ブレーキを避け、安全運転する。

家畜の取扱いや輸送に当たって、当該家畜の行動様式を考慮する。アニマルウェルフェアが損なわれることを避けるため、群を構成して輸送する場合、同じ品種、体格の家畜又は飼養時に同じ群で飼養されている家畜で群を構成し、互いに傷つけ合う可能性のある家畜や攻撃的な家畜、異なる畜種を混在させない。

角のある家畜は、同じ群で混在できると判断されない限り、除角された家畜と混在させない。

大きさや年齢が極端に異なる家畜等を同時に輸送する場合、区分する枠等を別に設ける（付録Ⅰを参照）。

母子のように社会的結束が強い家畜を輸送する場合、一緒に輸送する。

【将来的な実施が推奨される事項】

なし。

3 輸送にかかる時間

家畜にとって輸送は、周囲の環境が大きく変化することや車両、船舶の揺れ等の物理的な影響を受けること等からストレスの原因となる。

家畜を輸送する際は、事前に輸送先と連絡を取り、輸送先での積下ろしまでの待機時間が少なくなるよう、輸送開始時刻等を設定することが重要である。

【実施が推奨される事項】

家畜の状態や年齢（幼齢、老齢、妊娠中等）、輸送中の天候等によって、個々の家畜が受けるストレスは異なるが、輸送にかかる総時間は最小限となるようにする。特に、コンテナや天井が低い複層式の車両等に家畜を収容する場合、内部を詳細に観察することが難しく、疾病や深刻な損傷の発見が遅れる場合があるため、輸送に要する時間を可能な限り短くする。

家畜を輸送する際は、事前に輸送先と連絡を取り、積下ろしに要する時間を含む車両内等での待機時間が少なくなるよう、輸送開始時刻等を設定する。

鉄道で輸送する場合、家畜取扱責任者等は家畜を輸送する列車の運行状況を把握し、輸送にかかる時間を可能な限り短くする。

【将来的な実施が推奨される事項】

なし。

第2 輸送の準備

1 輸送行程計画の作成

適切な輸送行程計画の作成は、家畜の健康と安全を保持し、アニマルウェルフェアに配慮して輸送するために重要である。

【実施が推奨される事項】

家畜の健康と安全を保持し、アニマルウェルフェアに配慮して輸送するため、適切な輸送行程計画を輸送開始前までに作成する。

輸送行程計画は、輸送する畜種とその状態を踏まえた家畜の準備、輸送に必要な書類、輸送ルート及び輸送の特徴（地形、路面状況等）、輸送距離や輸送に要する時間、輸送手段と家畜の収容スペース（車両、コンテナ及び船舶等に収容する家畜の頭羽数や家畜の密度）、輸送の際の天候の予想、輸送時の家畜の観察、給餌、給水及び休息の必要性和その方法を含む家畜の管理、家畜の積込み及び積下ろしの場所や予定時刻、防疫措置、緊急時の対応等を含む。

特に、輸送時の暑熱や寒冷、激しい揺れ等は家畜に与えるストレスが大きくなることから、輸送に知見のある者からの助言、輸送する家畜の年齢や天候等を考慮して輸送行程計画を作成する。家畜の輸送の手順は、家畜の種類ごとの特異性に配慮したものとする。連続最長輸送時間の設定には、第7の4に記載する指標を踏まえ、可能な限りアニマルウェルフェアを考慮する。

家畜の積込みは、輸送する家畜のアニマルウェルフェアの低下の原因となる可能性があるため、慎重に計画する。

家畜の輸送は、伝染性疾病の拡散の原因となり得るため、異なる場所から集められた家畜を一つの施設等に収容することは最小限とするとともに、休息場所等での接触を避け、可能であれば目的地で感染することが懸念される疾病に対するワクチンを接種するよう計画する。

獣医師による証明書が輸送に必要な場合、証明書に当該家畜の輸送適合性、個体識別番号、これまでの診察、治療及びワクチン歴等の記録を記載する。また、獣医師は、当該家畜を輸送する家畜取扱責任者に証明書の記載内容及び輸送適合性に影響を与える要因を知らせる。

【将来的な実施が推奨される事項】

なし。

2 輸送する家畜の状態確認及び事前準備等

家畜の所有者及び管理者等は、輸送前に家畜の健康状態や損傷の有無等を確認する。その結果、輸送が過度な負担となると考えられる家畜や輸送が負担になる可能性がある家畜として第7の2に掲げる家畜に該当する場合、輸送の対象から外す、又は輸送中に特別な配慮を行うことが望ましい。また、やむを得ない理由で輸送しなければならない場合、獣医師等の指導を受けるとともに、輸送時間や

輸送条件を考慮する。

【実施が推奨される事項】

家畜の所有者及び管理者等は、輸送前に全ての家畜について健康状態や損傷の有無等を確認するとともに、家畜の輸送への適合性に疑問がある場合、獣医師に相談し、必要に応じ獣医師による検査を受けさせ、過去の輸送の経験、馴致の内容、体調を考慮し、輸送前に休憩を与える必要があるか、輸送が過度な負担にならないかなど輸送の適否を判断する。

健康状態等から輸送に適さないと判断された家畜については、治療を行い、回復を待って改めて輸送の検討を行うなど、家畜の健康に配慮する。

また、診療などやむを得ない理由で輸送しなければならない場合、輸送時間や輸送条件を考慮し、細心の注意を払う。また、輸送が負担となる可能性がある家畜等は、他の家畜と区分し、輸送時間や輸送条件などについて特に注意する。

輸送中に給餌する飼料の内容や給餌及び給水方法が、通常の飼養管理と変わる場合、事前に馴致する。なお、畜種によっては、積込み前に短期間の絶食が必要な場合もあることに注意する。

獣医師と相談し、必要に応じ、事前に疾病の予防等のための投薬（ワクチンを含む。）を行う。その際、県域を越えて移動させる又は輸出する予定がある場合は、移動先等の衛生当局のルールを考慮する。なお、家畜の恐怖心を和らげ、親しみやすくなるやり方で取扱い、行動修正薬（精神安定剤等）等は輸送する家畜への常用を避け、個別の家畜で問題がある場合に限り獣医師又は獣医師の指示を受けた者が投与する。

家畜取扱責任者又は車両の運転手等は、家畜が計画通りに車両等に積み込まれたことを出発直前に確認する。

【将来的な実施が推奨される事項】

なし。

第3 輸送する家畜の管理方法

1 観察・記録

輸送する家畜の健康や安全、アニマルウェルフェアの状況を確認するため、家畜取扱責任者は、家畜の状態（鶏の場合は収容容器内の全体的な状況）を把握しておくことが重要である。なお、出発直前及び運搬中の早い段階に家畜の状態や収容状況等を確認することは、輸送に起因する問題を未然に防ぐためにも重要である。

観察の記録をつけることも重要である。記録する項目は、畜種によって異なるが、健康状態の悪化や損傷等の発生の有無、死亡率、対応措置、天気、換気の状態、温度及び湿度、給餌及び給水の回数や量、投与した薬、休息の回数、輸送距離や時間、道具の故障等が挙げられる。

【実施が推奨される事項】

輸送中の定期的な観察が可能となるよう、家畜を観察可能な位置に収容する。家きんについてはこの記載は適用されないが、収容容器内の全体的な状況の把握に努める。

輸送に起因する問題を事前に防ぐため、出発直前及び運搬中の早い段階に家畜の状態や収容状況等を確認し、適切に調整する。

家畜を車両で輸送する場合、観察を定期的に行うこととし、特に運転手の休憩や燃料給油等のために車両が駐停車する際にはしっかり観察を行う。移動中に観察が可能な船舶等の場合も、定期的に観察を行う。家畜を鉄道で輸送する場合、観察は予定された各停車駅で行う。

駐停車中は、家畜は適切に収容され、適切に給餌及び給水がなされ、物理的状況が良好であることを確保する。観察は、家畜に健康悪化の兆候や損傷等の発生が見られないかを確認するとともに、換気が適切に行われているか、給餌又は給水の必要がないか等を確認する。車両の駐停車時間が長い場合、出発直前に家畜を観察する。

健康状態の悪化や損傷等の発生の有無、死亡率、対応措置、天気、換気の状態、温度及び湿度、給餌及び給水の回数や量、投与した薬、休息の回数、輸送距離や時間、道具の故障等について記録する。特に、健康状態の悪化や損傷等が発生した場合の状況については、詳細に記録する。

積み込まれた家畜に明らかな疾病の兆候が見られる等、輸送への適合性に疑念が生じた場合、獣医師に相談する。

【将来的な実施が推奨される事項】

なし。

2 家畜の取扱い

家畜は、境界線（フライトゾーン）を持ち、人が一定の距離を超えて近づくと

逃げようとするが、そのフライトゾーンは畜種や個体によって異なる。家畜に近づく、又は捕まえる際は、フライトゾーンを考慮するとともに、突発的な行動や手荒な扱い等を避け、家畜がパニックを起こしたり、転倒、スリップ又は転落することのないよう注意する必要がある。また、無理なく家畜をコントロールするための立ち位置（バランスポイント）等を利用することも有用である（付録Ⅱを参照）。

家畜は眼が側面にあるため、真後ろを除く全周囲の動きに敏感である。しかし、深さや遠近の感覚が貧弱であることから、通路のグレーチング（溝を塞ぐための格子状の網やスノコ等）や陰影の強い影等は移動の妨げになる。

捕鳥のための作業を行う場合、強い衝撃を与えないように注意し、コンテナに出し入れする際は、コンテナに挟む、又は骨折させないように丁寧に取り扱う必要がある（付録Ⅲを参照）。また、青色光や薄明かりの下で鶏がおとなしくなる習性を利用して取り扱うことも有用である。

ロープ等で家畜を係留し、保定して輸送する場合、畜種や状態に合った係留及び保定方法を選択する必要がある。

【実施が推奨される事項】

家畜の積み込み及び積み下ろしは、家畜取扱責任者による監督の下で行う。その際、家畜に不要なストレス等を与えず、手早く、円滑に作業が行われるよう、家畜の基本的な行動様式や移動する際の習性等について知識を習得した上で、それらの行動を利用する。

目的地に到着後、可能な限り早く、家畜を車両等から適切な施設等に積み下ろす。家畜を積み下ろす際は、家畜の輸送による疲労を考慮する。

家畜を積み込む又は積み下ろす、家畜を移動させる又は捕まえる場合、家畜取扱者を家畜の頭羽数等に応じた人数確保する。補助員等を作業に参加させる場合、訓練されていない者が作業を遅らせることにならないよう注意する。また、家畜に不要なストレスを与えないよう、不必要な騒音をたてる等の家畜が嫌がる取扱いは避け、損傷（骨折、脱臼、裂傷等）の原因となる手荒な取扱いをせず、十分な時間を確保して作業する。フライトゾーンを考慮し、突発的な行動や手荒な取扱い等を避け、家畜がパニックを起こしたり、転倒、スリップ又は転落することのないよう注意する。また、バランスポイント等を利用する（付録Ⅱを参照）。

家畜を追い立てる際に道具が必要となる場合、痛みを与える追い立て棒やその他の道具（大きな杖、先の尖った杖、金属製のパイプ、柵用のワイヤー、革製のベルト、鋭い角のあるもの等）を用いてはならず、パネル（板）や旗、音が出る道具等を用いて必要以上のストレスを与えることのないよう家畜の移動を促し、誘導する（付録Ⅳを参照）。

家畜に損傷を負わせる、又は痛みを伴う手法（鞭を打つ、尾を捻る、鼻を捻る、目や耳、外部生殖器を押しつける）や大声又は大きな音により家畜を追い立ててはならない。

電気棒や電気ムチは、やむを得ない場合に限り豚や大型の反芻動物に使用し、

馬、羊、山羊、家きん、子牛及び子豚には使用しない。やむを得ず使用する場合、家畜の前方に移動できる空間があることを確認した上で、後軀に当て、目、口、耳、肛門、外部生殖器及び乳房等の敏感な部分に当てないようにするとともに、家畜が反応しない又は移動しない場合、連続して使用せず、家畜の行動等を妨げる要因を確認する。また、家畜が転倒、スリップ又は転落することのないよう注意し、電気棒や電気ムチの使用により、家畜が転倒やスリップした頻度を重要なアニマルウェルフェアの指標とする。動力の利用は、家畜を移動させる補助に必要な場合に限定し、家畜の前方が開かれた通路である場合に限る。

人が家畜を捕獲する、又は持ち上げる取扱いは、幼畜又は小さい畜種のみ対象とし、それぞれの畜種に適した方法を用いる。家畜の被毛や羽毛、後肢、首、耳、尾部、頭部、角又は前肢のみを掴む、又は持ち上げることは、家畜取扱者の作業上の安全が確保されない場合を除き行わない。意識のある家畜を投げる、引きずる、又は落としてはいならない。

家畜を収容したコンテナ等を車両や船舶等に積載し、又は荷下ろしする場合、作業中にコンテナ等を不用意にぶつけ、落下させることで、収容した家畜に過度な衝撃を加える、又はアニマルウェルフェアの低下を招くことがないようにする。

ロープ等で家畜を係留し、保定して輸送する場合、事前に輸送先とも連絡を取り、積み下ろす際の取扱方法を確認し、畜種や状態に合った係留及び保定方法を選択する。

【将来的な実施が推奨される事項】

なし。

3 給餌・給水・休息

輸送中に給餌及び給水を行う場合、全ての家畜が必要な量を摂取できるようにすることが重要である。

【実施が推奨される事項】

通常の給餌や給水の間隔よりも長い時間輸送するなど、過度の空腹、口渇、疲労が予測される長時間の輸送の場合、輸送前に適切に給餌及び給水を行うとともに、休息を与えるようにする。

給餌、給水及び休息の必要性は、輸送する家畜の種類、年齢及び状態や輸送時間、天候等によって影響されるため、輸送行程計画を作成する際に、家畜が適切かつ必要な飼料及び水を利用できるよう、休息を与える回数や間隔を適切に設定する。

輸送中に給餌又は給水を行う場合、全ての家畜が畜種、年齢、健康状態、輸送時間、天候等に応じて必要な量を摂取できるようにし、家畜に過度な闘争が起こらないよう、給餌及び給水方法に応じて適切な空間が確保されているかどうかをよく観察し、適切に対応する（付録Vを参照）。

休息場所では、給餌及び給水を行うこととし、畜種などを考慮し、必要があれば家畜を輸送車両等から経路上の適切な施設等に積み下ろす。当該施設等は、畜種別の必要性に応じて、全ての家畜に給餌及び給水が可能である必要がある。

なお、輸送中に給餌する飼料の内容や給餌及び給水方法が、通常の飼養管理と変わる場合、事前に馴致する。また、畜種によっては、積み込み前に短期間の絶食が必要な場合もあることに注意する。

【将来的な実施が推奨される事項】

なし。

4 疾病・事故等の措置

疾病や損傷は、未然に発生を防ぐことが最も重要である。

船舶を用いて輸送する場合、疾病や損傷の発生に適切な対応ができる手段を準備する必要がある。

疾病、損傷又は疲労により歩行できない家畜は、車上で治療や安楽死を行うことがアニマルウェルフェア上、最善となる場合もある。

輸送中の家畜のアニマルウェルフェアに配慮するため、必要に応じて安楽死できる施設等とスタッフを準備することも有益である。

【実施が推奨される事項】

伝染性疾病の拡大を防止するため、輸送する家畜同士の接触、又は輸送する家畜の排せつ物との接触、さらに他の農場に由来する家畜との接触は、可能な限り少なくする。

輸送中に疾病に罹患し、又は損傷した家畜を確認した場合、他の家畜と隔離し、輸送行程計画において策定した緊急対応計画を踏まえ、必要に応じ獣医師等と相談の上、治療や安楽死を行うなど適切に対応する。また、輸送中に損傷や疲労等によって動けなくなった家畜を積み下ろす場合、可能な限り苦痛の少ない方法を用い、疾病や損傷を受けた家畜に適した隔離された区画やその他の適切な施設等に収容する。これらの家畜にも、必要に応じ給餌及び給水を行う。

輸送中に死亡した家畜を確認した場合、可能な限り隔離し、防疫処置を講じた上で保管するなど、関連法規を遵守する方法で適切に対応する。

船舶を用いて輸送する場合、疾病や損傷の発生に適切な対応ができる手段を準備する。

健康状態の悪化や損傷等の発生、死亡した場合の状況について詳細に記録し、発生頻度が高い場合、必要に応じて獣医師等の指導を求め、その原因を把握するとともに、適切に対応する。

到着地において、家畜取扱責任者又は運転手は、病気に罹患し、又は損傷を受けた家畜を獣医師又は適切な者の元に移送する。

安楽死が必要な場合は、獣医師等の助言に従い、「農場内における安楽死に関

する技術的な指針」に準じて可能な限り迅速に行う。なお、治療や安楽死を車中
等で行えない場合に備え、可能な限り苦痛の少ない方法で、疲労や損傷、疾病に
より歩行不能な家畜を積み下ろすことができる適切な施設等を備えておく。

【将来的な実施が推奨される事項】

なし。

5 清掃・消毒

家畜の輸送に用いる車両、コンテナ及び船舶等の家畜と接触する部分について、
家畜輸送後に堆積した排せつ物等を除去するなどの掃除、洗浄及び消毒を行い、
清潔に保つことが必要である。

家畜排せつ物等の処理に際しては、関連法規を遵守する。

【実施が推奨される事項】

家畜にとって快適な環境を提供するため、また、輸送中の疾病、損傷等の発生
予防の観点や、伝染性疾病等のまん延防止の観点からも、家畜の輸送に用いる車
両、コンテナ及び船舶等の家畜と接触する部分等について、家畜の輸送前にあら
かじめ疾病の伝播を防止するために適した方法で家畜排せつ物等を除去する等、
掃除、洗浄及び消毒をしっかりと行い、清潔に保つ。そのため、家畜の積下ろしが
行われる場所等には、輸送に用いた車両、コンテナ及び船舶等の清掃、洗浄及び
消毒が行える場所を設ける。

輸送中の家畜のスリップや汚損を最小限とし、健康的な環境を維持するため、
必要に応じて輸送車の床から排せつ物を除去する。輸送行程の途中で洗浄が必要
となった場合、家畜へのストレスと危険が最小限となる方法で洗浄する。

家畜排せつ物や廃棄物、敷料及び死亡した家畜は、疾病の伝播を防ぎ、衛生や
環境に関連する法規を遵守する方法で廃棄する。

【将来的な実施が推奨される事項】

なし。

6 防疫措置

家畜の輸送は、伝染性疾病等のまん延の一因となる場合がある。伝染性疾病等
のまん延は、家畜防疫やアニマルウェルフェアの観点から大きな問題が生じるた
め、輸送に携わる者は、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づく
「飼養衛生管理基準」を遵守することとし、日常的に防疫管理に関する知識の習
得、車両等が出入りする場合の適切な消毒の実施、家畜の健康状態の確認等に努
める。

【実施が推奨される事項】

輸送に携わる者は、家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を遵守し、日常的に防疫管理に関する知識を習得する。

家畜の輸送に使用する車両等が施設等に出入する場合、適切な消毒を行う。

導入した家畜に異状が認められる場合、獣医師の指導を受け、必要があれば隔離し、健康状態等を確認する。

予防や治療に用いる薬物は、獣医師又は獣医師の指示を受けた者が投与する。

家畜の輸送による疾病リスクの拡大及び到着地における輸送した家畜の隔離の必要性に対応するに当たり、生産地や病歴の異なる家畜の接触の増加、ストレス等による病原体の排出量の増加や感染への感受性の増加、家畜の車両や休息場所を汚染している病原体への暴露等を考慮する。輸送の完了が、衛生上の理由から許可されない場合、当該輸送家畜のアニマルウェルフェアを最優先に考慮する。

【将来的な実施が推奨される事項】

なし。

第4 輸送中の環境

1 気象環境

家畜にとって快適な温度域は、畜種や品種、体の大きさ等によって異なる。家畜の体感温度は、気温だけでなく、湿度、日射、風速、換気方法及び収容スペース等の影響も受ける。

【実施が推奨される事項】

家畜の体感温度は、気温だけでなく、湿度、日射、風速、換気方法及び収容スペース等の影響も受けるため、家畜をよく観察し、家畜にとって快適な環境を提供するとともに、暑さや寒さに慣れていない又は弱い家畜には特に注意を払い、家畜を輸送中の暑熱や寒冷による被害から守ることとし、酷暑又は極寒の状況では、家畜の輸送は行わない。

家畜にとって暑すぎる場合、直射日光を防ぎ、扇風機等により送風する、細霧システムを導入する、涼しい夜間に輸送する等の暑熱対策を行い、可能な限り適温を維持する。駐停車する際は、時間を短くし、適切に換気が行われる環境下で直射日光を避ける。

家畜にとって寒すぎる場合、隙間風の防止等の寒冷対策を講じる（付録VIを参照）。

台風等の極端な悪天候時の輸送は、激しい揺れや輸送時間の遅延にもつながるため、可能な限り行わない。

【将来的な実施が推奨される事項】

なし。

2 換気

換気不良による熱やアンモニア等の滞留は、家畜だけでなく、家畜の輸送に携わる者の健康にも悪影響を与えるおそれがあることから、家畜等が気温や臭気を不快に感じる状態にならないように留意する必要がある。

【実施が推奨される事項】

輸送中は、積込み作業中も含め常に新鮮な空気を供給できるようにし、余分な熱、湿気、発生したアンモニア、一酸化炭素、二酸化炭素やほこり等が家畜を収容した場所から排出されるよう、輸送中の気温の変化や輸送する畜種の体温調整の必要性も踏まえ、適切に換気を行い、有害なガス等の濃度の上昇を避ける。その際、暑熱時における換気は、熱の排出や体熱放散を助ける効果もあることから、各家畜の対流冷却を可能とするよう、適切に換気を行う。特に、閉鎖された空間内に家畜を収容して輸送する場合、換気や温度調整が確実に行えるよう、換気扇や扇風機等を適切に配置する又は強制換気システムを導入するなどにより、新鮮な空気を供給する（付録VIを参照）。

車両、船舶等には、駐停車中等であっても換気が可能なシステムを導入する。駐停車中等に外部からの新鮮な空気の供給量が減ることが見込まれるシステムの場合には、換気の状態を確認し、空気の流量等を調節する。

【将来的な実施が推奨される事項】

なし。

3 収容スペース

輸送中の家畜に必要な収容スペースは、畜種や品種、体の大きさだけでなく、家畜が輸送中に横臥、伏臥又は立位のいずれの姿勢でいるか、輸送時間、給餌及び給水の必要性、気象条件等によっても変動するため、注意が必要である。過密は、家畜にとってストレスとなり、疾病、損傷等の発生等の原因となる。また、収容スペースが過大であると、不要な怪我等の発生原因となる。

なお、家畜に輸送経験がない場合や車両に横揺れが生ずる場合等には、家畜は立位状態となる。

【実施が推奨される事項】

家畜取扱責任者は、家畜を輸送車両等に積み込む前によく観察し、1頭又は1羽当たりの収容スペースの広さ等が適切となるよう、積み込む家畜の頭数やその収容場所を決定する。

家畜の収容に必要なスペースの計算は、国内外の文献に記載されている数値を参考に行う。車両等の中には囲いを備えることにより、あらかじめ編成した家畜の群の大きさに適した広さのスペースを必要数確保するよう努める。

家畜の輸送に使用する車両やコンテナ等の天井の高さは、家畜の頭が接触せず、家畜が正常に立つこと（鶏の場合は伏臥）ができるようにするとともに、十分な換気が得られるよう頭上スペースを確保する。

家畜を立位で輸送する場合、家畜が自ら気候や品種に適したバランスポジションを確保できる十分な空間を確保する。家畜を横臥又は伏臥で輸送する場合、体温調整ができるようにするとともに、全ての家畜が互いに重ならないようにする。

【将来的な実施が推奨される事項】

なし。

4 照明

金属の光沢や濡れた床の反射光等は、家畜が立ち止まり、移動を躊躇する原因となるため、照明の位置を変えるなどの工夫が推奨される。また、暗い通用口では、照明が家畜の目を直接照らすことがないよう、間接照明を用いることも有用である。

【実施が推奨される事項】

家畜の積込み又は積下ろし、輸送のために家畜を移動させたり捕まえる場合、家畜が安全に行動できる明るさを確保するとともに、家畜の基本的な行動様式や習性に注意する。

家畜の輸送に使用する車両、コンテナ及び船舶等には、家畜取扱責任者が家畜の状態の観察等を十分に行うことができるよう、必要に応じて照明を設置する。

【将来的な実施が推奨される事項】

なし。

5 騒音・臭い

家畜は、人間よりも広範囲の周波数の音を聞き取ることが可能であり、高周波の音に敏感である。このため、過度な騒音、突然の騒音及び高周波の音は、家畜が驚き事故を招くおそれや家畜が不安や恐怖を感じ、休息をとれずにストレス状態に陥るおそれがあるため、発生を防止する必要がある。

【実施が推奨される事項】

輸送中の騒音は、可能な限り小さくするとともに、突然の騒音を避ける。

家畜が不快に感じる臭いを可能な限り防止する。

【将来的な実施が推奨される事項】

なし。

第5 輸送のための施設等の構造

1 積み込み・積み下ろしのための施設等

(1) 待機場所・積み下ろし場所

家畜を車両やコンテナ等に積み込む前及び積み下ろした後に一時的に待機させる場所は、家畜にとって快適で安全である必要がある。家畜の積み込み及び積み下ろしのための設備及び施設は、家畜取扱責任者が家畜の観察を容易に行え、家畜がいつでも自由に移動できるよう適正に照明を設置する必要がある。

【実施が推奨される事項】

家畜を集める場所、移動経路、傾斜路を始めとする積み込み及び積み下ろしのための施設等は、パーソナルスペースの確保を望む家畜が存在することを設計段階において考慮し、縦、横、高さ等の寸法、傾斜度、床の表面、鋭利な突起物の存在、床の構造等について、家畜の能力や家畜が必要とする基準を考慮し、設計し、施工する。

家畜を車両やコンテナ等に積み込む前に一時的に待機させる場所は、家畜が休息できる広さであるとともに、突起物等による損傷やスリップ、捕食者や疾病等の危険性がなく（付録Ⅶを参照）、悪天候等が避けられ、群が維持されるなど、家畜にとって快適で安全なものとなるようにする。

待機時間や輸送にかかる時間が長期にわたるため給餌及び給水が必要な場合、全ての家畜に適切に給餌及び給水を行う。

家畜の積み下ろしが行われる場所は、全ての家畜に適切な広さが確保され、必要に応じた給餌及び給水、極端な天候からの家畜の保護を可能とし、適切な換気と飼養により家畜にとって快適な場所を提供する。また、必要に応じ、導入した家畜を隔離し健康状態等を確認するために収容する場所や、損傷や疲労で動けない家畜を隔離する場所等を設ける。さらに、輸送に用いた車両、コンテナ及び船舶等の清掃、洗浄及び消毒が行える場所を設ける。

【将来的な実施が推奨される事項】

なし。

(2) 通路・傾斜路

家畜の基本的な行動様式や移動、積み込み及び積み下ろしの際の習性等に合った設備及び施設を整備することは、家畜に不要なストレス等を与えず、手早く円滑に作業を行うために有用である。

【実施が推奨される事項】

家畜の積み込み及び積み下ろし、輸送のために家畜を移動させる通路や傾斜路は、輸送に使用する車両やコンテナ等に円滑に家畜を収容するため、利用する家畜に適した構造（通路の幅、壁や柵の高さ、安全で滑らない床、障害物や鋭い突起物がない等）とするとともに、家畜の能力、性質、基本的な行動様式等を考慮し、

傾斜の角度や傾斜路側面からの落下防止等に注意して設計し、整備する。

家畜が通路や傾斜路を移動する際、同じ場所で立ち止まったり引き返したりする場合、傾斜の角度や家畜の進行方向の障害物や行き止まり、床の大きな段差、暗い場所への移動、金属の光沢や濡れた床の反射光、機械装置の音や扇風機の風、作業員の動線等が影響している可能性があるため、その影響を可能な限り小さくする。

積込み施設等では、仕分けのための収容場所への通路、積込みのための通路は、車両、コンテナ等の中よりも明るく、均一な照明で照らす。

【将来的な実施が推奨される事項】

なし。

2 車両・コンテナ・船舶等

家畜の輸送に使用する車両、コンテナ及び船舶等は、輸送する家畜に適した構造で、家畜の適切な取扱いを可能とする必要がある。また、家畜取扱者等の作業の際の労働安全も重要である。

【実施が推奨される事項】

家畜の輸送に使用する車両、コンテナ及び船舶等は、パーソナルスペースの確保を望む家畜が存在することを設計段階において考慮し、家畜を悪天候から保護し家畜の逃亡の可能性が最小限となるよう設計する。輸送する家畜の種類、年齢及び体重に適した構造及び設備を備え、家畜の適切な取扱いを可能とし、機能的にも構造的にも適切な状態で運用できるよう維持管理する。輸送が長時間にわたるなど、給餌及び給水が必要となる場合は、輸送車両等に必要な設備を用意する。

家畜と接触する部分は、突起物等による損傷を防止するとともに、床は平滑でスリップ等によって損傷しない構造を選択し、排せつ物の吸収、硬い床面や悪天候からの家畜の保護のために必要に応じて敷料を入れるなど、家畜と家畜取扱者等が損傷をしないよう配慮する。

伝染性疾病等のまん延の防止や周辺環境への配慮から、徹底した洗浄や消毒が可能な構造とし、輸送中に排せつ物等が外部に流出しないように設計する。2階層式の輸送車両等の場合、上段に積載された家畜の排せつ物が、下段の家畜、飼料及び水を汚染しない設計とする（鶏についてはこの記載は適用されない）。

家畜をロープ等で係留し、保定して収容する場合、畜種や状態に合った係留及び保定が可能な構造にする。

輸送中の家畜の収容場所は、できるだけ直射日光や雨等を避け、家畜が逃亡しないよう家畜を収容する。

家畜を収容したコンテナを車両や船舶等に積み込む場合や、家畜を収容した車両を船舶等に積み込む場合、積み込んだ車両や船舶等に固定するための設備を備え、船舶等による輸送の開始前にしっかり固定する。

【将来的な実施が推奨される事項】

なし。

第6 アニマルウェルフェアの状態確認等

1 アニマルウェルフェアの状態確認

アニマルウェルフェアに配慮した家畜の輸送を行うため、現状の確認を行い、記録することが重要となる。

2 緊急時の対応

【実施が推奨される事項】

輸送中の急激な天候悪化等による遅延や、車両事故等の緊急事態に対応し、家畜の健康、安全及びアニマルウェルフェアへの悪影響を可能な限り小さくするため、緊急時の対策や連絡先等を記載した危機管理マニュアル等を作成し、輸送に携わる者はこれを習熟する。

【将来的な実施が推奨される事項】

なし。

第7 家畜の輸送に関するアニマルウェルフェアの測定指標

アニマルウェルフェアに配慮して輸送するため、家畜の所有者及び管理者だけでなく、輸送業者、車両の運転手や船舶の責任者等を含めた家畜の輸送に携わる全ての者が連携の上、責任を持って輸送する必要がある。

【実施が推奨される事項】

家畜の輸送に関わる全ての者が、家畜のアニマルウェルフェアを維持しつつ、輸送の責任を果たすため、以下の事項について参考として留意する。

1 家畜の所有者及び管理者、家畜取扱責任者、輸送会社等及び施設の管理者

家畜の所有者及び管理者、家畜取扱責任者、運送会社等及び施設の管理者は、本指針及び輸送対象となる畜種の飼養管理に関する技術的な指針の内容を理解し、同内容を実施するための自身の役割に応じた必要な知識と技術を有している。

特に、家畜取扱責任者は、以下を実施するために必要な知識と技術を有する。

- ・家畜の積込み及び積下ろしを含む、輸送行程内の家畜に対する責任、助言や支援の根拠
- ・家畜の行動、疾病の一般兆候、ストレスや痛み、疲労などアニマルウェルフェアの低下の兆候となる指標及びその緩和のための行為
- ・長旅に耐える適合性の評価（適合性に疑義がある場合は、家畜は獣医師により検査されなければならない）
- ・清掃及び消毒を含む一般的な疾病予防手順
- ・輸送期間中の家畜の取扱いや、集合、積込み及び積下ろしといった付随する作業の適切な方法
- ・家畜の観察、天候悪化等の輸送中に頻繁に遭遇する状況の管理、安楽死を含む緊急事態への対処に関する方法
- ・給餌、給水及び観察を含む、家畜の品種及び年齢に固有の取扱い及び世話における特徴
- ・輸送行程記録及び他の記録の維持

特に、運送会社等は、以下を実施するために必要な知識と技術を有する

- ・家畜1頭又は1羽当たりに必要な空間的ゆとり、給餌、給水及び換気の方法等を含む輸送行程計画の立案
- ・関連する所管当局及び適用される輸送規制とこれらに関連する書類の要件
- ・家畜の観察、天候悪化等の輸送中に頻繁に遭遇する状況の管理、安楽死を含む緊急事態への対処に関する方法

2 家畜の輸送適合性

（1）輸送を避けることが望ましい家畜

輸送が過度な負担となると考えられ、輸送を避けることが望ましい家畜は、少なくとも以下の家畜が該当する。

- ・ 疾病、損傷、衰弱、身体的障害のある又は疲労している家畜
- ・ 介助なしに立つことができず、各脚で体重を支えることができない家畜
- ・ 両目が見えない家畜
- ・ 動くことにより更なる痛み等が生じるため、動くことが困難な家畜
- ・ 臍帯が治癒していない新生子
- ・ 計画している積下ろしの時点で、妊娠期間の最後の1割に入る妊娠後期の家畜
- ・ 積込み前48時間以内に分娩し、子畜を同伴しない雌の家畜
- ・ 輸送時に予想される天候条件により、アニマルウェルフェアの低下に陥ることが懸念される家畜

(2) 輸送中に特別な配慮を行うことが望ましい家畜

輸送に際し、事前に獣医師と輸送の可否を相談する又は輸送中に特別な配慮を行うことが望ましい家畜は、少なくとも以下の家畜が該当する。

- ・ 大きい又は肥満の家畜
- ・ 非常に若齢又は老齢の家畜
- ・ 興奮しやすい又は攻撃的な家畜
- ・ 人に慣れていない家畜
- ・ 乗り物酔いしやすい家畜
- ・ 妊娠後期の家畜、授乳中の家畜又は母親とその子畜
- ・ 輸送前にストレスを受けた又は病原体への接触経験のある家畜
- ・ 除角などの外科的処置の傷が治癒していない家畜

3 家畜の輸送前、輸送中、輸送後の確認及び記録を行う事項

家畜取扱責任者は、家畜の輸送におけるアニマルウェルフェアを維持するため、輸送前、輸送中、輸送後のそれぞれの段階において、必要となる事項を確認するとともに記録を行う。

(1) 輸送前

① 確認が必要な事項

- ・ 輸送行程計画が作成されているか
- ・ 輸送車やコンテナの洗浄及び消毒の状況
- ・ 輸送を避けることが望ましい家畜や輸送中に特別な配慮を行うことが望ましい家畜の存在（「2 家畜の輸送適合性」を参照。）
- ・ 異なる群の混在など同じグループとして輸送することが適正か
- ・ 必要に応じ、疾病予防等のために投薬が行われているか
- ・ 家畜の積込み作業について、アニマルウェルフェアが低下しないように行わ

れているか

- ・家畜を集める場所、移動経路、傾斜路を含む積込みの施設等は、高さ、広さ、傾斜度、床表面、照明等に関して適正か
- ・飼養密度等の収容状況
- ・適切な換気や暑熱及び寒冷対策が可能か
- ・家畜を動かす際の追立棒やその他の補助具の使い方
- ・給餌、給水、休息の必要性
- ・家畜が計画通りに車両等に積み込まれたか

②記録が必要な事項

- ・輸送を避けることが望ましい家畜や特別な配慮を行うことが望ましい家畜の状態
- ・アニマルウェルフェアが低下しないように積込みが行われたか
- ・飼養密度等の収容状況
- ・検査、投薬、治療等の状況
- ・給餌、給水、休息の状況
- ・輸送車やコンテナ等の洗浄及び消毒の状況

(2) 輸送中

①確認が必要な事項

- ・適切な換気や暑熱及び冷対策ができているかどうか
- ・健康状態の悪化や疾病、損傷等の発生の有無
- ・給餌、給水及び休息の必要性

②記録が必要な事項

- ・天候、換気の状態、温度及び湿度
- ・健康状態や疾病、損傷等の発生及び治療、安楽死等の有無
- ・給餌、給水及び休息の状況

(3) 輸送後

①確認が必要な事項

- ・健康状態の悪化や疾病、損傷等の発生の有無
- ・安楽死、隔離、移送等の必要性
- ・給餌、給水及び休息の必要性
- ・輸送車やコンテナ等の洗浄及び消毒の状況

②記録が必要な事項

- ・健康状態の悪化や疾病、損傷等の発生状況
- ・安楽死、隔離、移送等の状況
- ・給餌、給水及び休息の必要性
- ・輸送車やコンテナ等の洗浄及び消毒の状況

4 家畜を連続して輸送した場合、休憩を要する長時間輸送に相当するかを判断するための指標

家畜の輸送の最長時間は、以下の指標を踏まえて判断する。

- ・輸送を予定している家畜の輸送に伴うストレスに対応する能力（例えば、幼齢、老齢、泌乳中又は妊娠中の家畜）
- ・輸送を予定している家畜の過去の輸送に関する経験
- ・疲労の開始の見込み
- ・特別な配慮の必要性
- ・給餌及び給水の必要性
- ・損傷及び疾病への感受性の増加
- ・空間的ゆとり、輸送車両の設計、道路状況、運転の質
- ・天候
- ・使用する輸送車両のタイプ、横断する地形、路面の状況と質、運転者の技術や家畜輸送の経験

5 到着地において輸送した家畜の隔離が必要か判断するための指標

到着地における輸送した家畜の隔離の必要性は、以下の指標を踏まえて判断する。

- ・生産地や病歴の異なる家畜を含む、家畜同士の接触の増加
- ・免疫抑制を含む、ストレス及び病気に対する抵抗力の低下に関連する、病原体拡散の増加及び感染への感受性の増加
- ・輸送手段、休息場所、家畜市場などを汚染している病原体への家畜の暴露

6 家畜の種類ごとの特徴

(1) 牛

牛は、群れを好む動物であり、単独にされると動揺することがある。社会的序列は、通常2歳頃に確立される。複数の群が混合されると、社会的序列が再確立されなければならない、新たな序列が確立されるまで闘争が起こり得る。また、牛は群がるとパーソナルスペースを維持しようとするため闘争が増加し得る。社会的行動は、年齢、品種及び性別により変化する。インド牛及びその交配種の牛は、通常ヨーロッパ系品種よりも神経質である。若い雄牛は、群に入ったとき、ある程度遊び好きな様子（押したり突いたり）を見せるが、年齢とともに攻撃的かつ縄張り意識が強くなる。成長した雄牛は、少なくとも6 m²のパーソナルスペースを持つ。子牛を連れている雌牛は、非常に防衛的であり、母牛がいる中で子牛を取り扱うことは危険となり得る。牛は、通路において行き止まりを避ける傾向がある。

(2) 馬（ロバ、ラバ及びその交雑を含む。）

馬は、視力が良く視野が非常に広い。馬は、経験の結果が良くも悪くも、積込みの経験を有していることがある。良い調教はより容易な積込みにつながるが、特に経験がない又は不十分な輸送条件の下で輸送される場合は、輸送に対し困難を示す馬がいる。このような状況では、2名の経験豊富な家畜取扱者が、脚を繋ぎ、又は臀部の下に帯索を用いることにより馬を積み込むことができる。目隠しの使用も検討し得る。スロープは可能な限り緩やかにする。馬がスロープを登るとき、段は通常問題とならないが、降りるときは段を飛び越えがちであることから、段は可能な限り低くする。馬は、個別に馬房に入れられることが有効であるが、相性の良い群で輸送し得る。馬が群で移動するとき、蹄鉄は外される。馬は、頭の上下動を阻むつなぎ綱により一定期間拘束されると呼吸器病に罹りやすい。

(3) 豚

豚は、視力が弱く、慣れていない環境においては嫌々動くことがある。豚は、明るい積込み用仕切りが有効である。豚はスロープをうまく通り抜けることが困難であり、スロープを設置する場合には、可能な限り水平で安全な足掛かりを備える。理想的にはより高所への移動には、油圧式リフトを用いる。また、豚は階段をうまく通り抜けることも困難である。経験則から、階段は豚の前膝より高くてはならない。見知らぬ豚との混合は、深刻な闘争になり得る。豚は、暑熱ストレスへの感受性が高く、また、輸送中に乗り物酔いになりやすい。積込み前の断餌は乗り物酔いの防止に有効になり得る。

(4) めん羊

めん羊は、視力が良く、群れを好む動物であり、比較的繊細で内気な行動をとるが、特に動揺したときは、群がる習性がある。めん羊は、穏やかに取り扱い、移動させるときは互いの後を追う習性を活用する。めん羊の密集は、パーソナルスペースを維持するための有害な攻撃的又は服従的な行動につながり得る。めん羊は、1匹だけで注目されたり又は孤立した状態にされると、群れに再び戻ろうと懸命になる。めん羊を怖がらせる、傷つける、又は動揺させる行動は避ける。めん羊は、急勾配のスロープをうまく通り抜けることができる。

(5) 山羊

山羊は、穏やかに取り扱うことで、興奮している場合より容易に導き、又は扱える。山羊を移動させるときは、その群れを作る習性を活用する。山羊を怖がらせる、傷つける、又は動揺させる行動は避ける。山羊において弱い個体いじめは特に深刻であり、パーソナルスペースの欲求を反映し得る。見知らぬ山羊と一緒に収容すると、身体的な暴力又は下位の山羊に対する飼料及び水の利用への妨害等により、死につながるおそれがある。

付録 I

トラック荷台の区分（区画分け）について

家畜を安全に輸送するため、大きさが極端に異なる家畜等を同時に輸送する場合や、1区画の面積が広すぎる場合は、柵や柵等を利用して、荷台を区分することが推奨される。

事例1：仕切り版を使って荷台を区分



事例2：仕切り版を使って荷台を区分



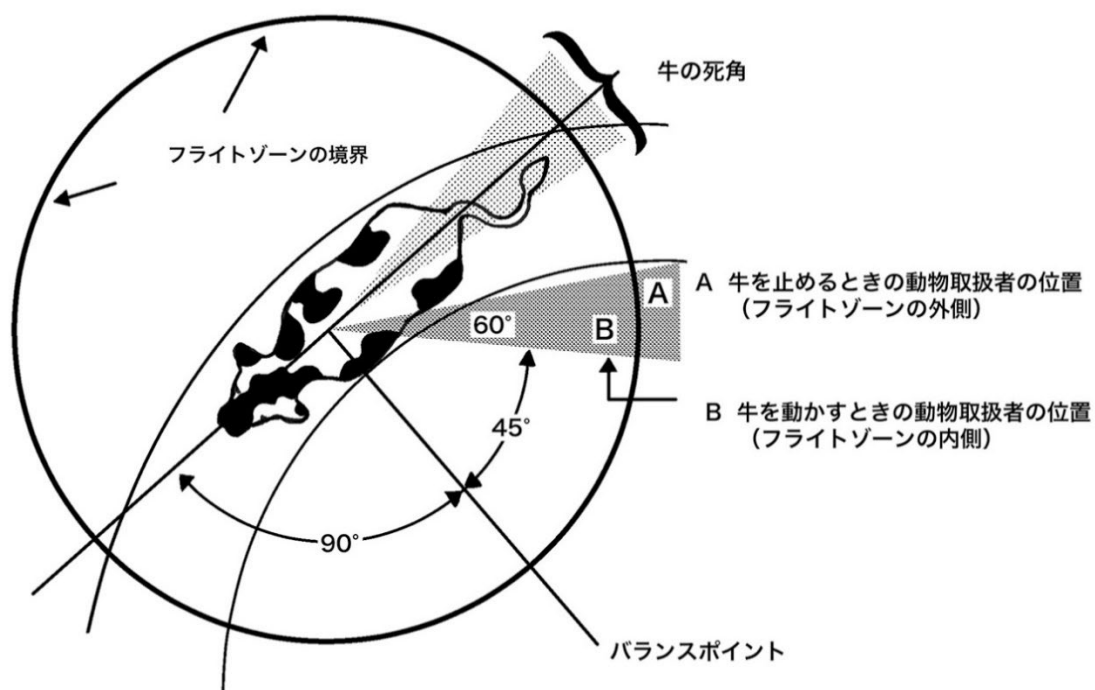
事例3：組立式ケージを使って荷台を区分



事例4：間仕切りシートを使って荷台を区分



付録Ⅱ



2016 © OIE - Terrestrial Animal Health Code より引用

フライトゾーンとバランスポイントの例（牛）

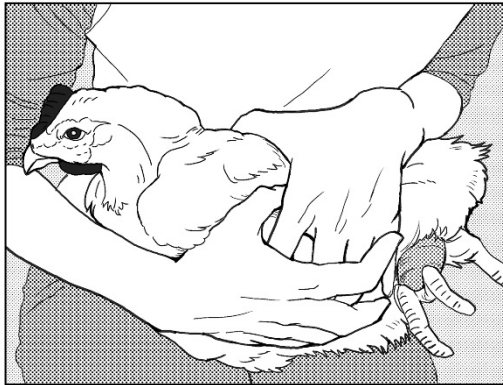
フライトゾーン	人が一定の距離を越えて近づくと逃げようとする境界線。その境界線となる距離は畜種や個体によって異なる。人がフライトゾーンの外側にいる場合、家畜は動かず、フライトゾーンの内側に入ると家畜が動く（逃げる）。
バランスポイント	無理なく家畜をコントロールするための立ち位置（家畜の肩の真横）。バランスポイントの後方（尻側）からフライトゾーンの内側に入ると家畜は前進し、バランスポイントの前方（頭側）からフライトゾーンの内側に入ると家畜は後退する。

付録Ⅲ

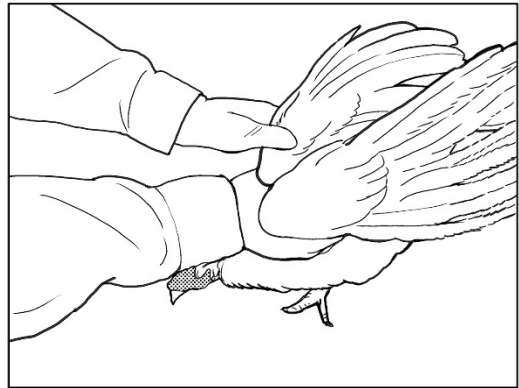
鶏の捕鳥方法

捕鳥する際は、ストレス及び恐怖反応並びに損傷を最小限に抑えるよう、注意深く体又は翼の付け根を持つことが重要である。首又は翼の先端を持って持ち上げないように注意する必要がある。

事例１：両手で鶏の翼と体を保定する



事例２：両翼の付け根を掴む



付録Ⅳ

家畜を追い立てる際に使用する道具の例

事例１：パネルを使用して家畜を誘導



事例２：振ると音が出る道具



事例３：振ると音が出る道具（自作したもの）



パイプをカットしたものを容器の中に入れて音が出る道具を自作



付録Ⅴ

給餌器、給水器の設置例

事例１：トラックに給水・給餌用の桶を設置



事例２：コンテナ内に給水用バケツを設置



付録Ⅵ

暑熱・寒冷・換気対策の例

事例 1：直射日光を防ぐための寒冷紗



事例 2：換気のための扇風機を設置（船内）



付録Ⅶ

損傷やスリップ等を防止するための対策例

輸送の際に家畜の安全を確保するため、家畜の積込みや積下ろしのための施設、通路、車両、コンテナ等は、突起物等による損傷やスリップ等の危険性を減らすための対策をとることが推奨される。

事例 1：損傷等のリスクを減らすため、家畜が接する部分にシートを設置



事例 2：傾斜部分に滑り止めや落下防止柵を設置



付録Ⅷ

家畜の基本的な行動様式や習性等に配慮した施設

事例 1：荷台の高さに合わせた積み込み施設



事例 2：荷台の高さに合わせた落下防止柵付き傾斜路



事例 2：鋭角部分をなくした通路



内側の角になる部分をなくし
斜めになっている

